平成３０年（フ）第２４１号
京都市右京区西京極徳大寺団子田町29番地29
債務者　鈴木安津子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９７号
広島市安佐南区高取北３丁目４番23―201号
債務者　森若　哲也
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６１号
広島県江田島市江田島町切串３丁目21番12号
債務者　古本　賢治
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２号
群馬県伊勢崎市平和町19番39号
債務者　関口工業こと　関口　亮太(旧姓白川)
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釘島　伸博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４０１号
埼玉県蓮田市大字閏戸1847番地25
債務者　荻根澤健一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　直紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４０２号
埼玉県蓮田市大字閏戸1847番地25
債務者　荻根澤和子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　直紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４４号
高知市介良乙3753番地29
債務者　芝　　栄二
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　久敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１３１号
熊本市西区二本木４丁目６番32号
債務者　泉　とみか
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山俊太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６４号
住所・居所不定、住民票上の住所大分市都町４丁目３番18号（モコビル202）
債務者　村上　雄也
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森若　利幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７５号
埼玉県熊谷市拾六間787番地32
債務者　鈴木美紀代
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市平之町８番16号　第２丸西ビル3002
債務者　浦田　大悟
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４８号
岡山県倉敷市茶屋町1712番地１　ウイング２201号
債務者　神野　輝満
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１６６号
北九州市小倉北区大畠２丁目１番18号
債務者　吉川　雅子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１７９号
北九州市小倉北区上富野３丁目５番28号（シャローム上富野101）
債務者　永島　直子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２０９号
福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉1695番地
債務者　鮫島　勝之
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２２０号
北九州市若松区小石本村町10番31―413号
債務者　宮脇　義人
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１２８号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保826番地133
債務者　佐々木利文
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１３９号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田113番地１　水堀コーポ205号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1502番地４　パークヒルズ若葉708号
債務者　熊谷　貴弘
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部